

第7回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：平成24年6月8日

○事務局

それでは、ただいまから第7回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私は文化市民局市民生活部長の吉川と申します。本日の進行をさせていただきます。よろしくお願いたします。

ここで、失礼でございますけれども、座らせていただいて進行をさせていただくことにいたします。

この監理委員会でございますけれども、地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いについて、透明性、客観性、公平性を確保するため、第三者の目からの厳しいチェックや客観的な審査を行っていただくものでございまして、条例の規定に基づき設置されたものでございます。

したがって、当委員会の会議は原則公開とし、傍聴席も設けさせていただいておりますので、あらかじめ御了承のほどをお願いいたします。

また、前回の委員会の了解事項及び議事録につきましては、既に安保委員長に御了解をいただいたうえで、私ども人権文化推進課のホームページで公表をさせていただいております。本日お手元の資料にも資料5及び資料6として添付させていただいているところでございます。

なお、本市では夏のエコオフィス運動を実施しており、適正な冷房温度を設定するとともに、ノー上着など軽装を励行しているところでございます。本日御出席、また御来場いただきました皆様方におかれましても、どうぞ御理解のほどをよろしくお願

い申し上げます。

それでは、議事進行につきまして、安保委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○安保委員長

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、意見書聴取事項はなく、報告案件のみになります。

報告案件は三つということですので、まず1件目の報告案件の「奨学金返還事務の取組状況」について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局

奨学金等の返還事務を担当しております担当課長の西尾でございます。よろしくお願いいたします。失礼ながら着席して御説明をさせていただきます。

それでは、「奨学金返還事務の取組状況」について、平成24年3月末現在の状況を御報告いたします。

なお、奨学金の返還年度は、学校卒業後6箇月後から返還開始となるため、通常10月1日から翌年の9月末日となっており、通常の会計年度とは異なっております。したがって、3月末現在とは返還年度の中間地点であり、会計年度末の取組状況をお示しするものでございます。

資料1を御覧ください。まず、「1 平成13年度以降に返還始期を迎えた債権に係る取組状況」でございますが、平成20年に奨学金制度を抜本的に見直したことによって、新たに返還を求めることとなった借受者を対象としたものでございます。

「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況」でございます。表にございますが、借受者総数につきましては1,404人でございます。

まず、「①免除中」の状況につきましては、制度見直し前に手続を行ったものを含めまして、所得が一定基準以下などのため平成23年度返還分が免除されている方を示しております。これらの方が1,194人となっており、借受者のうち85.0%、8割強の方が免除決定を受けているということになります。

次に、「②猶予中」につきましては、在学中であるなどのため、平成23年度返還分が猶予されている方を示しております。これらの方が40人となっており、借受者のうち2.9%の方が猶予決定を受けていることとなります。

一方、「③返還請求中」につきましては、それら免除又は猶予の決定をしておらず、返還を請求している方を示しております。これらの方が170人となっており、借受者のうち12.1%の方が実質的な返還を求めている方となります。

「③返還請求中」の内訳を見ますと、「④返還済」というのは、奨学金を全額返還したものを含めまして、平成23年度返還分を返還済みである方を示しております。32人となっており、「③返還請求中」のうち18.8%に当たっております。ただし、今後の返還見込みを加えますと、およそ7割程度にはなるかと考えております。

次に、返還請求を受けても平成23年度の手続をされていないのが「⑤23年度未手続」の区分の方となります。そのうち滞納につきましては、平成22年度返還分以前の滞納があり、催告手続の対象となり得る方を示しております。53人となっております。その具体的な内訳につきましては、下のほうに（注3）としてありまして、「滞納がある者53人の内訳」で示しております。返還見込み8人は履行期限を遅れながらも返還の見込みのある方でありまして、相談中のお1人は具体的な返還手続中で免除見込みとなっている方でございます。したがって、実質的な滞納と言えるのは所在不明9人を除きまして、その他で示す35人となります。

さらに、その他35人の内訳でございますが、おおむね拒否されていると判断している方が14人で、訴訟を視野に入れた言動をされたり、面談を拒否されている方となっております。それ以外の21人の方につきましては、返還手続に応じるとの明確な意思の確認にまでは至っておりませんが、継続して具体的な返還手続を視野に入れた相談をすることができる方、いずれかの方と面談等はできますが具体的な相談までには至っていない方、面談する機会を得ることが困難な方などとなっております。

ここで、実質的な滞納と言える方を借受者総数に対する比率で見ますと、その他35人で見ると約2.5%となり、おおむね拒否されている14人で見ますと約1%ということになります。

なお、(注2)でございますが、滞納額がある者の総人数につきましては、現在は免除の適用中となっておりますが、滞納分を分納誓約している方などが19人おられますので、先ほどの53人にこれを加えまして、72人となります。

一方、滞納なしでございますが、年賦で返還に応じている方、又は免除中、猶予中のために平成22年度以前の返還を要せず、新たに23年度に手続が必要となった方でございます。合計で85人となっております。

次に、「(2) 平成23年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況」についてでございます。これは、高校、大学別、かつ、年度別、すなわち債権単位での返還債務の状況を示すものでございまして、直近の返還年度である平成23年度返還分に関するものでございます。したがって、計上している件数が先ほどまでの実人数での表記と相違しておりますので、御注意ください。

具体的に件数ベースで見ますと、対応すべき件数は1,718件となっております。そのうち猶予となっておりますのは隅括弧で【返還猶予の内訳】として示してございますが、在学中のためのものが43件、長期不在のためのものが1件、合計44件、2.6%となっております。このうち長期不在というのは、海外に長期滞在していることが判明し、返還手続をすることができないものでございます。また、免除となっておりますのは、年間所得が基準以下、すなわち生活保護基準の1.5倍以下に該当したもので、1,491件で86.8%となっております。

一方、これら免除や猶予とならず、返還をいただくべき件数は183件で、そのうち収入し完納となっているものが22件となっております。これを、返還請求に対する収入の比率で見ますと12.0%となっております。

では、2ページを御覧ください。隅括弧の【履行期限の延長の状況】でございます。

先ほどの返還請求183件のうちに履行期限の延長の措置を行っている方が20件、17人いることを示しております。これは所得が一定基準以下、具体的には免除判定基準には該当しないものの、旧自立促進援助金の支給判定基準には該当する所得の場合、あるいは、例えば住宅ローンなど特別な事情などがある場合において、返還を行うべき残期間と同期間を限度として返還期間を延長し、1年当たりの返還金額を最大で半減するというものでございます。このうち所得が基準以下の場合に該当したものがあり、相談のうえ、申請をされたということでございます。

次に、「2 督促・催告等の実施状況」でございます。これは、前回の第6回監理委員会で報告をいたしました平成23年9月1日付け催告後の督促・催告の実施状況を示すものでございます。これらの督促・催告の結果、先ほど御説明いたしましたように、平成23年度未手続の滞納者が平成24年3月末時点で53人になったということでございます。

督促・催告の実施につきましては、おおむね各返還年度の履行期限となる9月末日の後、12月に督促をし、その後約1年をかけて、3月、6月、9月、12月と、合計4回程度の催告をすることとしております。その後は、やむを得ず裁判手続等に移行していくということになるわけでございますが、当面、滞納金額100万円以上となるものを対象とし、別途11月に最終催告などの手続を経ることとしております。また、滞納金額が100万円未満のものに対しましては、4月、9月に特別催告を実施することとしております。

ここでは、督促後1年をかけて4回程度の催告をする段階での取組を示しております。具体的な実施状況は「(1) 督促、催告の実施」の表に示しております。平成23年12月1日には、裁判手続着手者2人を除きまして、71人の対象となる借受者のうち、所在不明や相談中のものを除きまして、督促を19人、催告を21人に対して実施しておりました。したがって、督促、催告の実施率は、所在不明を除いた60人に対して40人となりまして、66.7%となっております。その内訳は

(注1)に一部示しておりますけれども、督促につきましては平成22年度返還分のみに対するものでございまして、催告につきましては平成21年度返還分以降の滞納に対する第4回目の催告と、平成19年度、20年度返還分以降の滞納に対する第5回目の催告となっております。

また、保証人請求につきましては2回目の催告以降に行うこととしておりまして、保証人が死亡している場合や、保証人以外と接触している場合を除きまして、18人と8割強の方に対して実施しております。

次に平成24年3月8日でございますが、7人の対象者のうち相談中のものを除きまして、1人の方に対して催告を実施しております。3月実施の対象となる借受者は、12月の実施時点と比べて大きく減少しております。これは、12月1日の催告によって、平成21年度返還分以前の滞納者は催告の回数が4回以上となり、別に行う特別催告の対象となったためでございます。3月の催告は平成22年度返還分のみ滞納者に対する第1回目の催告となったためでございます。

なお、特別催告の実施状況につきましては、後ほど返還請求訴訟の状況を報告する中で御説明をいたします。

また、「督促・催告後の返還手続等」につきましては、3月末までで、12月1日で対象となった借受者において、督促・催告後に手続をしていただいた方が17人、相談中を含めると20人の方が手続をしていただいております。したがって、督促・催告や相談による効果といたしましては、所在不明を除いた60人に対して20人ですので、12月以降の4箇月間で約33.3%の進捗が図られたということになります。

その詳細を下のほうの表でございますが、「督促・催告とその返還手続の内訳」で見ると、手続の内訳は、完納した者が16人、分納誓約等をした者が1人、猶予、すなわち特別な事情による猶予決定をした者が3人となっております。

また、対象者の内訳では、督促発行者が15人、催告発行者が2人、相談中の者が

3人となっておりますので、手続を行った20人のうち75%は督促発行者ということになります。

さらに、督促、催告、相談中のそれぞれの対象者別に手続状況を見てみますと、督促発行者19人では15人と約8割の方が手続をしているのに比べますと、催告発行者21人では2人と約1割、相談中の者20人では3人と15%の進捗にとどまっております。これは、平成22年度返還分からの新規滞納者については、新規発生ということもありまして、比較的大きな効果が見られたところでございますが、これまでから継続して働きかけてきた滞納者に対しましては、1年近くを経過する中で余り大きな進捗は見られなくなっているものと考えております。

次に、3ページを御覧ください。「3 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」でございます。これは、平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権について、条例第3条第1項の規定に基づきまして免除決定した状況を示したものでございます。具体的にはこの間の状況として、平成24年3月27日に、平成22年度分2,512件、1億8,822万6,687円を免除決定しております。

次に4ページを御覧ください。ここでは、参考資料として平成22年度返還分以前に関する状況を掲げてございます。

まず「1 平成13年度以降に返還始期を迎えた債権に係る取組状況」でございます。これは、平成22年度返還分以前のこれまでの各年度に係る手続の状況を示したものでございます。いずれの債権も既に履行期限を経過しておりますので、基本としては返還請求に係る収入の部分が返還に応じて増額していくといったことになっております。ただし、今回、返還猶予に関しまして新規に決定したものがございましたので、御説明をいたします。

まず、表の下のほうでございますけれども、隅括弧の【返還猶予の内訳】を見ていただきますと、所在不明によりますものが、平成19年・20年度で4件、平成21年度で2件、平成22年度で2件と、合計8件でございます。具体的には2人の方の平

成19年度から22年度までの各4件分、合計8件でございます。所在不明者が平成23年9月末から平成24年3月末で11人から9人へと2人減少しておりますことに対応するものでございます。これは、5ページのほうの（注）にも記載しておりますけれども、所在不明のため奨学金制度見直し等の説明ができていなかったものが、その後所在が判明し、返還手続、この場合は免除決定をしていただきましたが、その時点では既に履行期限が経過した年度があったため、該当する年度分を猶予したというところでございます。

次に、「特別な事情」によるもののうち、括弧で、（うち、今回の事後報告分）としているものがございます。平成19・20年度で2件、平成21年度で1件、平成22年度で1件と、合計で4件ございます。これは具体的にはお1人の方に関するものでございますけれども、期限までに申請手続できなかったことについて、やむを得ない理由がある場合に、特別な事情があるとして監理委員会での事前審査を経て返還の猶予を認めるものでございまして、既に承認したものと同様の経過がある場合には、措置後に報告することを了解していただいたものでございます。これは、前回既に御報告しているものと同様の事例でございましたので、事後報告分とさせていただきます。これにつきましては、別紙にて資料を添付しております。

次に5ページの「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」でございまして、これは、平成22年度までに決定した各返還年度別の免除決定の状況を示したものでございます。

奨学返還事務の取組状況に関する事務局からの報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○安保委員長

ありがとうございます。

事務局から要領よく説明していただきましたが、この点に関して何か御質問はございませんでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、返還事務は3年を経過しましたが、事務局のほうから、今までのことを振り返って、特徴的なこととか、年によって変わってきたこととか、特に説明いただくべきところはございませんでしょうか。

○事務局

3年間の各年度で多分かなり違っているものだと思いますけれども、初年度につきましては1,400名弱の方を対象といたしまして、実際、各地に赴きましてそれぞれの方にお会いして、おわびし、経過の御説明をしたうえで、何回かお会いをするという経過を踏まえながら手続等に応じていただき、体制的にもかなり多い職員数の中で対応いたしました。免除制度というのは、御承知のように、免除を一旦いたしますと5年間免除をできるという形になってございますので、その後は、免除中であつたり、又は猶予中であつたりという形になってまいりますので、対象者数は減ってきているということでございます。

そういう5年免除という中で、先ほど申し上げたように、現在、53人の方が滞納となっており、実質的な手続をしていただいていない方が35人ほどおられる。確かに拒否をしているというふうに見なさざるを得ない方もいらっしゃいますけれども、なお、接点を持ちながら対応している方もおられる。かなり時間をかけてやっておりますが、ただ、絶対対応しないというわけでもないのです、なかなか難しいところがあります、やはり今後も引き続き丁寧に粘り強く対応していかないとはいけないと考えております。

一方では、先ほど5年間免除というように申し上げましたが、21年度に制度を見直し、この免除手続をしていただいた方については、25年度で免除の期間が終わるわけでございますので、また、26年度には新たな手続をしていただかないといけない。先ほども言ったように、免除中の方が非常にたくさんいらっしゃいますので、同じように当たっていかないとはいけない。その場合に、家庭の状況もいろいろ変わって

いるということもあろうかと思っておりますので、その際にも、やはり引き続き丁寧な対応を心がけていきたいと考えております。

○安保委員長

ありがとうございます。

特に御質問がなければ、二つ目の報告案件に移らせていただいでよろしいでしょうか。

それでは、二つ目の報告案件である「奨学金等の返還請求訴訟の状況」について事務局から報告をお願いします。

○事務局

それでは、「地域改善対策奨学金等の返還請求訴訟」につきまして、前回の第6回監理委員会で御審議をいただいたところでございますけれども、その後、京都地方裁判所に訴訟を提起しておりますので、これまでの経過などを御報告いたします。

資料2を御覧ください。裁判手続の実施状況でございます。

まず、「(1) 裁判手続着手に至る経過」でございます。「ア 法的措置通知書の送付」にありますように、返還手続に応じていただけない場合は、法的措置、民事訴訟を行う旨の法的措置通知書を相手方に対して、平成23年12月1日付けで配達証明によって郵送をしております。しかしながら、何ら連絡はなく手続に応じていただけませんでしたので、「イ 京都市会への付議」にありますように、訴訟物の価額が50万円を超える訴訟を提起するには市会での議決が必要でありますので、2月24日に訴えの提起の議案を京都市会に提出をし、御審議のうえ、3月27日に全会一致で可決をいただいたところでございます。

そのうえで、「(2) 裁判手続着手の相手方と実施内容」でございますが、表にございますように、平成24年4月16日に京都地方裁判所に2件の民事訴訟を提起しております。1件につきましては借受者と連帯保証人を相手方としまして、もう1件につきましては、連帯保証人からの申出を認め連帯保証人のみを相手方としたもの

でございます。

さらに、以上の手続につきましては、旧同和地区住民を対象とした訴えとなることから、相手方の氏名、住所を公開した場合、深刻な人権侵害が生じる可能性も考えられるため、「(3) 裁判手続の実施における人権上の配慮」にありますように、関係機関に対しまして人権上の配慮を依頼しております。これは、前回第6回監理委員会におきまして、プライバシーに配慮を要する裁判となるので、裁判所に対して配慮を求めているかどうかの御意見をいただいたことを踏まえて対応したものでございます。

まず、「ア 京都市会における審議等」におきましては、審議の場で相手方の住所・氏名を発言しないこと、審議後作成される会議録に住所・氏名を記載しないこと、さらに傍聴者用・公開用の資料では住所・氏名をマスキングし、省略すること、を依頼いたしまして、承認を得、そのとおりに取り扱われております。

次に、2ページを御覧ください。「イ 京都地方裁判所における審理」におきましては、訴状提出の際に訴訟記録の閲覧請求があった場合には、相手方の住所・氏名を閲覧制限するとともに、法廷外に被告の氏名を掲示せず、審理の場で被告の氏名を呼ばないよう上申書を提出しております。

なお、正式な決定通知等は当方に到達しておりませんが、本日、代理人に対しまして、当該上申を認める旨の連絡があったところでございます。

次に、「2 今後の審理日程」でございますが、現在のところ、口頭弁論期日の通知は当方には到着しておらず、未定となっております。

引き続き3ページを御覧ください。これは、参考資料として返還請求訴訟に関する資料を掲げているものでございます。

まず、「(参考1) 特別催告の実施」でございます。これは、督促後約1年をかけて4回以上の催告を行っても返還手続に応じず、特に資力がないとは言えない場合で、滞納額が100万円以上となるときには裁判に着手いたしますが、滞納金額が100万円未満の場合は、4月及び9月に特別催告を行うとしたものでございます。この場

合、新たな返還年度の履行期限の到来により滞納額が裁判着手基準に該当したときに、順次裁判に着手していくということになるものでございます。

表にありますように、4月1日付けで対象借受者44人に対し、所在不明及び相談中を除き、17人の借受者と14人の保証人に対して特別催告を行っております。したがって、特別催告の実施比率は、所在不明を除く35人に対しまして17人となりますので、48.6%となっております。

特別催告実施後の返還手続の状況につきましては、表の右側のところでございますが、4月末日現在で3人となっております。いずれも特別な事情による猶予を決定しております。したがって、相談、特別催告による効果といたしましては、所在不明を除いた35人に対して4月末で3人と、約8.6%の進捗が図られたこととなります。

その詳細を見ますと、手続に応じていただいた方は相談中の方だけであり、特別催告をした方のうちで手続に応じていただけた方は現在のところございません。このことは、特別催告を実施した対象者は拒否者が大半を占めておりまして、返還に応じていただくのが大変困難になっていると考えております。

一方、1年以上かけて相談を継続しているものでは、少しずつではございますけれども、相談を継続することで返還手続につながっていることを示していると考えております。

次に、「(参考2)50万円以上の高額滞納者の今後の見込みについて」でございます。平成26年度までの高額滞納者の見込みでございますが、滞納額が50万円以上となる者が合計で19人、同じく100万円以上となる者が9人となっております。

前回の報告と比べますと、対象人数の合計には増減はございませんが、年度別の内訳等に変更がございます。滞納額50万円以上の新規発生見込みについて、25年度が2人から0人に、26年度が4人から6人と変わっております。また、26年度で括弧内に表記しております、「裁判で争う意志が明確な者」が従前おりませんでし

たが、2人に増加しております。

これは、年度別発生件数では、免除決定したもの、または一部を返還したものがあつたことなどから、返還年度が異なつてきたということでございます。また、裁判で争う意思が明確なものにつきましては、再確認したところ、計上漏れがあつたため補正したものでございます。ただし、平成22年度返還分までの滞納がある方のうち、裁判で争う意思が明確な方は前回の報告からは変化はなく、合計で11人となっております。一部で正確な報告ができておらず、大変申し訳ございませんでした。

また、今年度、平成24年度の見込みにつきましては、現在のまま返還手続に応じていただけない場合、平成23年度返還分の履行期限が経過する平成24年10月1日には、新たに滞納額が50万円以上となる者が3人、同じく100万円以上となる者が3人と見込んでおります。さらに、100万円以上となる裁判手続着手対象者のうち、1人は現在のところ裁判で争う意思が明確ですが、残りの2人の方につきましては、現在のところそれらの意思を明確にされているというわけではございません。

なお、4ページに表がついてございますが、（参考3）として「今後の奨学金返還に係るスケジュール」を掲げてございます。これは、平成25年4月までの、主に今年度における督促、催告、特別催告の実施予定を示したものでございます。

返還請求訴訟の状況に関する事務局からの報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○安保委員長

ありがとうございました。

ただいまの報告について何か御質問はございませんでしょうか。

まだ期日が入っていないということは、まだ訴状は送達されていないということですね。

○事務局

訴状は届いてはおるようなんですが、ただ、期日の通知がされていないと聞いてお

ります。かなり時間が掛かっておるのですけども、本日、とりあえず上申書については申出の内容を認めるということの連絡はありましたが、口頭弁論期日についての通知がまだないということです。

○安保委員長

そうすると、これから期日が入って、それから期日の通知が行って、それから1箇月半ぐらい先ですよ。すると、夏以降ですね。これからだと、裁判所も夏季休暇にかかりますので、9月とか。

○事務局

そうですね。

○山下委員

2名被告がいらっしゃいますが、両方同じ部に係属しているのでしょうか。それとも別々でしょうか。

○事務局

審理については同じような形でしていただきたいということで、お願いはしております。

○山下委員

それは同じ部ということになりますか。

○事務局

決まっておりませんが、そのような形でお願いはしているということです。ただし、まだ期日も決まっていなわけですから、正確なところははっきりわかりません。やはり内容が性格的に同じものでございますので、同じような形で審理をしていただきたく、お願いしているという状況です。

○山下委員

そうしますと、併合されるということになりますか。

○安保委員長

同じ部で係属して、いわゆる期日を同じにするとかいう形か、同じ一つの訴訟でやられるとかいうことについては、特にこちらから併合して欲しいとかは言っていないんですかね。

○事務局

私どもの都合から言えば一緒ですけれども、それぞれの方の主張がどのようなものかということがあります。その辺を御判断いただかないといけない話になると思っておりますので、特に併合という形ではなく、同じような形での進行をしていただきたいをお願いをしているということです。

○安保委員長

西田委員、何か御質問はございませんでしょうか。

○西田委員

いや、別にございません。

○安保委員長

裁判については進行を待つということで。

○事務局

今回は、前回の委員会で御了解いただいた内容について、法的措置通知書を送り、市会に付議をして実際に着手をするに至っているということと、それに併せて、今後の見込みがどうかということの報告をいたしました。今後の進捗状況につきましては、また次回に御報告させていただくことになろうかと思えます。

○安保委員長

氏名の掲示等について上申を出されて、それで時間が掛かったようですが、京都市のほうからすれば、配慮をしていただくような手段があるので、やはりできるだけ手を尽くしていただきたいと思います。裁判所がどう判断されるかは裁判所の御判断だと思いますが、今後も多少裁判の期日が入るまで時間が掛かったとしても、こういう形で上申等の手続はしていただいた方がいいかなと思うのですが。

山下委員，いかがですか。

○山下委員

そのとおりだと思います。

○安保委員長

引き続き，そういう御配慮でお願いします。

○事務局

今，御意見いただきましたけれども，この奨学金の関係の返還事務というのは，単に債権管理ということではなく，やはりこれまでの経過がございますし，また一方では，先ほどもお話をいたしましたように，旧同和地域の方を対象とした施策になっていたという関係がございますので，その辺りを十分に配慮し，慎重に対応をさせていただきたいと考えております。

○安保委員長

それでは，ほかに御質問がないようですので，最後の報告案件の「奨学金等の返還免除に係る住民訴訟の状況」について事務局から報告をお願いします。

○事務局

それでは，「地域改善対策奨学金等の返還免除に係る住民訴訟」について，これまでの委員会では資料の提出によりまして報告に代えておったわけでございますが，平成24年3月9日に本市勝訴の判決が確定をいたしましたので，主な内容を御報告いたします。

資料3を御覧ください。「1 訴えの主な内容」でございます。平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権につきましては，「返還の債務の取扱いに関する条例」第3条第1項の規定に基づきまして，履行期限が到来したのから順次免除することとしております。

これに対しまして，一律免除は不合理な差別であり違憲・違法であるとして，免除決定した平成19年度分返還分2億500万円余りとそれに係る遅延損害金を市長に

請求するよう、平成22年4月27日に住民訴訟が起こされていたものでございます。

次に、「2 大阪高裁判決の概要」でございます。原告の訴えに対しましては、京都地方裁判所において、平成23年7月19日に原告の請求を棄却する判決が言い渡されましたが、平成23年8月1日に原告が大阪高等裁判所に控訴したものでございます。大阪高等裁判所では、「(1) 判決主文」にありますように、控訴人の控訴を棄却する判決が平成24年2月23日に言い渡され、その後、上告期限内に上告されなかったため、3月9日に当該判決が確定したものでございます。

「(2) 判決理由(要旨)」でございます。免除の根拠とされた条例第3条第1項の規定については重大かつ明白な違法性が認められないので、免除は違法とは言えないというものでございます。さらに、所得の如何を問わず一律に奨学金債務を免除する点に違和感があるのは事実であるとしながらも、当該規定は「奨学金制度を適正化する過程において定めることが不可避である経過措置に位置付けられ」、「借受者に生ずる不測の不利益を防止するという立法理由」は「合理性を肯定できるものである。」と示されております。

これは、本市の主張が受け入れられたものであり、条例制定の経過及び趣旨を十分に認識いただき、適切な判断を下されたものであると考えております。

なお、詳細につきましては、(資料4)として確定判決となった控訴審判決を添付してございます。

奨学金等の返還免除に係る住民訴訟についての事務局からの報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○安保委員長

ありがとうございました。

地裁判決については前回委員会の際に御報告いただきましたが、今回は、高裁の判決が確定したということで御報告をいただきました。

この件について何か御質問はございませんでしょうか。

田多委員，いかがでしょうか。裁判の話が続きますけど。

○田多委員

質問はありません。

○安保委員長

西田委員はいかがでしょうか。

○西田委員

同じです。控訴審で高裁の判決でこのように出たということで，それは裁判のとおりなので，当委員会でそれについて特別のコメントがあるわけではなく，そのとおりに受けとめるものだと思っております。

○安保委員長

その後の免除分というか，それに関して監査請求とかそういう裁判になるようなことはあるのでしょうか。

○事務局

条例第3条第1項に基づく返還免除については，履行期限が到来したごとに免除決定しているわけでございますので，住民監査請求等というのはそのたびに実施することが可能ではございますけども，当該住民訴訟提起後，現在のところは新たな住民監査請求はされていないということでもあります。

今回の例では，上告もされずに判決が確定しておりますので，ほかに何か新しい主張がある方であるとか，そういう方でない限りは，新たに住民監査請求がされるというのは考えにくいのではないのかなと考えております。

○安保委員長

ありがとうございます。ほかに御質問はございませんでしょうか。

そうしましたら，報告案件は以上のおりとなります。報告案件以外で委員の皆様から何かございましたら。

田多委員，どうぞ。

○田多委員

特別催告された後に返還手続などされる方もいらっしゃるようですので、やはり継続して相談しやすい雰囲気をお願いしたいと思っております。

○安保委員長

その点、京都市の方で丁寧に対応していただいていると思いますけども、引き続きよろしく申し上げます。ほかになればよろしいでしょうか。そうしましたら、事務局からいかがでしょうか。何かお話はございますでしょうか。

○事務局

どうもありがとうございました。

本日の議事録については、事務局で案を作成し、委員長に御確認いただいたうえで公表させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次回以降の委員会の日程でございますが、今年度も裁判手続着手対象者の方が現時点で3名おられますので、裁判に着手せざるを得ない場合は、本年11月中頃に委員の皆様のお意見をお聞きしたいと考えております。

その際には、平成24年度を取組状況、裁判手続の実施状況についても、併せて御報告をしたいと思っております。

また、個別の案件が出てきましたら、随時、委員の皆様と日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○安保委員長

ありがとうございました。

今日は報告案件のみでしたが、この委員会に報告いただいて、この委員会でその報告を確認するというのも委員会の仕事の一つですので、今日、この報告内容を聞かせていただいて、再度、京都市のほうには取組をお願いするということで、本日は終わりたいと思います。本日はありがとうございました。